

洲本市精神障害者（児）主要福祉施策のあらまし

令和4年4月1日現在

制度の名称		要件・内容		窓口	
手当等	障害基礎年金の支給	被保険者が国民年金法に定める障害程度に該当する障害となった時、又は20歳未満で障害者になった方【個別要件あり】		年額 1級972,250円 2級777,800円 保険医療課国保年金係 明石年金事務所	
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の在宅重度心身障害児を監護養育する保護者【所得制限あり】		月額 1級52,400円 2級34,900円 支給月 4・8・11月 子ども子育て課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	特別障害者手当の支給	在宅重度心身障害者で、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の方【所得制限あり、原則診断書必要】		月額 27,300円 支給月 5・8・11・2月 福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	障害児福祉手当の支給	20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活に常時特別の介護を要する方【所得制限あり、原則診断書必要】		月額 14,850円 支給月 5・8・11・2月 福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	介護手当の支給	在宅で常時臥床の状態（6ヶ月以上）、又はこれと同等の状態にある障害者（原則65歳未満）を介護する方 *市民税非課税世帯で、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用していない方（家族介護手当事業等の介護を理由とする給付金支給対象者は除く）		年額 100,000円 支給月 2月 ※初年度は申請月に応じて減少 福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	兵庫県心身障害者扶養共済制度	精神に永続的な障害のある方を扶養する65歳未満の親族が加入できる。 加入者死亡のとき 月額20,000円支給 障害者死亡のとき 一時金支給		福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
給付等	重度心身障害者医療費公費負担	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級 疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を公費負担する。【所得制限あり】		保険医療課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	自立支援医療の給付	(精神通院)	精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が軽減される制度です。（有効期間は1年）【原則1割負担】	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
税の減免	所得税	障害者控除（精神障害者保健福祉手帳2級、3級）27万円	特別障害者控除（精神障害者保健福祉手帳1級）40万円	税務署	
	住民税	障害者控除（精神障害者保健福祉手帳2級、3級）26万円	特別障害者控除（精神障害者保健福祉手帳1級）30万円	税務課	
	相続税	障害者が相続した際、税控除される場合があります		税務署	
	マル優（非課税貯蓄制度）	預金や、公債（国債、地方債）などの元本350万円までの利子に対する所得税と住民税を非課税にできる制度。		各金融機関	
	軽自動車税種別割	障害者の移動手段としてもっぱら継続的に使用される以下の自動車が対象（要件等の詳細については各窓口にお問い合わせください）		税務課	
	自動車税種別割	・障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得または所有し、運転する自動車 ・障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車		県税事務所 県税事務所	
交通	移動手段確保事業助成券	助成券交付枚数 500円券：48枚 200円券：60枚 ※申請月に応じて減少	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方で、次の要件をすべて満たしている方 ・社会福祉法による第1種社会福祉事業を行う施設に入所していない方 ・介護保険法による介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所していない、または入院していない方 ・医療法に規定する医療提供施設に入院していない方 ・当該年度分（4月から6月までの間に申請の場合は前年度分）の所得税及び市民税のいずれかが非課税の方 ・県及び市条例により自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方	福祉課 窓口サービス課(五色庁舎)	
	私鉄・船舶・バス運賃の割引	会社ごとに割引の取扱が違いますので、各社窓口にお問合わせ下さい。		各社窓口	
	国内航空運賃の割引	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の運賃割引など 会社ごとに割引の取扱が違いますので、各社窓口にお問合わせ下さい。		各社窓口	
	駐車禁止除外指定車標章の交付	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ※要件の詳細や申請に必要な書類等については、事前に洲本警察署にお問い合わせください。		洲本警察署	
	兵庫ゆずりあい駐車場制度	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、歩行が困難な方が、障害のある方など向けの駐車場枠を適正にご利用いただくために「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付。		福祉課 窓口サービス課(五色庁舎) 洲本健康福祉事務所	
その他生活支援	生活福祉資金の貸付	生業費、支度費、技能習得費、生活資金、住宅資金等（保証人なしの場合…利子年1.5% 保証人ありの場合…無利子） 【貸付については、貸付条件、限度額等の制限あり】		社会福祉協議会 26-0022	
	電話番号案内料の免除	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ふれあい案内の登録（0120-104-174）が必要 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始除く）		NTT	
	NHK放送受信料	全額免除	精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合		福祉課・窓口サービス課 NHK
		半額免除	重度の障害者が世帯主でかつ受信契約者の場合		
ケーブルテレビ月額利用料金	全額免除	市民税が非課税（世帯全員）で、重度（1級）の精神障害者を有する世帯（世帯員のうち70歳以上は所得割が非課税であれば可）		広報情報課 窓口サービス課	
	半額免除	重度（1級）の精神障害者が世帯主の世帯			

制度の名称	要件・内容		窓口
携帯電話基本使用料等	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の基本使用料の割引など 対象要件、割引内容、申込み方法等は取扱店にお問い合わせください		ショップ または取扱店
その他生活支援	障害者の地域での自立した生活を支援します。 ※介護保険対象者は介護保険制度が優先されます。		
	介護給付	障害程度が一定以上の方に生活上、又は療養上の必要な介護を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・短期入所（ショートステイ）</li> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> </ul>	福祉課 窓口サービス課（5階舎）
	訓練等給付	身体的、又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・自立生活援助</li> <li>・就労継続支援</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・就労定着支援</li> </ul>	
	児童通所サービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	
地域生活支援事業	移動支援 屋外で移動が困難な方等に、外出や社会参加を行うための支援を行います。 日中一時支援 日常的に介護している家族等の支援が受けられない場合に、日中日帰りによる活動の場を提供します。		

\*詳細は各窓口にお問い合わせ下さい

### ○ 市内所在の相談支援事業所一覧

障害のある方が地域で生活していくための支援をしてくれる相談支援事業所があります。気軽に相談してみてください。

事業所名	所在地	連絡先
身体障害者生活支援センターフローラスもと	洲本市鮎屋字久シ原636番地	TEL 22-5448/FAX 22-5446
淡路障害者生活支援センター	洲本市上加茂7番地	TEL 26-0525 (FAX 兼用)
五色精光園相談支援事業所	洲本市下加茂1丁目6番6号	TEL 38-6181/FAX 38-6182
淡路聴覚障害者相談支援事業所	洲本市中川原町中川原222-2	TEL 090-6208-0942/FAX 28-0992
洲本市社会福祉協議会相談支援事業所	洲本市山手2丁目2-26	TEL 26-0022/FAX 26-0021
みんないっしょ	洲本市納231番地8	TEL 24-5035/FAX 53-9070
在宅介護支援センター五色園	洲本市五色町鳥飼浦2277番地3	TEL 34-0550/FAX 34-0820